

令和3年第2回定例会

駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和3年8月16日

駿東伊豆消防組合議会

令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[8月16日(月)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 議席の指定	3
3 会議録署名議員の指名	4
4 諸般の報告	4
5 議長の選挙	5
6 会期の決定	7
7 報第2号から議第6号までの 4件一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
8 認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
9 消防行政に対する一般質問	24
10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	27
11 管理者挨拶	27
12 閉会の宣告	28

令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	8月16日	月	午後3時	本会議	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議長の選挙 会期の決定 報第2号、認第1号、議第5号、議第6号の説明 質疑 討論 採決 認第2号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 報第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 2 認第 1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議第 5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の制定について
- 4 議第 6号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 5 認第 2号 監査委員の選任について（組合議員）
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和3年8月16日（月）午後3時 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1番	重岡秀子	2番	森下茂
3番	岩城仁	4番	秋山治美
5番	須佐衛	6番	浅田藤二
7番	浅田美重子	8番	井原三千雄
9番	大川勝弘	10番	宮崎雅薰
11番	天野佐代里	12番	杉村清
13番	佐野俊光	14番	内山慎一
15番	永岡康司	16番	深田昇
17番	長田吉信	18番	植松恭一

○欠席議員（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	小森泉
消防部長	渡辺肇	警防部長	佐藤潤
企画課長	安立和弘	総務課長	玉川稔
予防課長	永森千弘	警防課長	鈴木満

救急課長	秋 山 栄 章	通信指令 課 長	荻 島 正 己
第一方面 本部長兼 沼 津 南 消防署長	大 村 創一郎	第二方面 本部長兼 田 方 中 消防署長	矢ノ下 健一郎
第三方面 本部長兼 伊 東 消防署長	村 上 靖	田 方 北 消防署長	稻 葉 嘉 明
會計室長	鈴 木 秀 康		

○議会事務担当職員

書記長	廣 瀬 光 晴	書 記	草 場 大 介
書 記	岩 崎 孝 充		

○議事日程

令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和3年8月16日（月曜日） 午後3時 開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 議長の選挙
- 第5 会期の決定
- 第6 報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 認第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 議第5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第9 議第6号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 第10 認第2号 監査委員の選任について（組合議員）
- 第11 消防行政に対する一般質問
- 第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○副議長（宮崎雅薫）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定

○副議長（宮崎雅薫）

日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび、新たに伊豆の国市、函南町、東伊豆町、沼津市及び清水町から選出されました12人の議員の議席を、会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、副議長から指定いたします。

天野佐代里議員の議席は11番に、森下茂議員の議席は2番に、内山愼一議員の議席は14番に、須佐衛議員の議席は5番に、杉村清議員の議席は12番に、岩城仁議員の議席は3番に、植松恭一議員の議席は18番に、長田吉信議員の議席は17番に、深田昇議員の議席は16番に、井原三千雄議員の議席は8番に、浅田美重子議員の議席は7番に、佐野俊光議員の議席は13番に、それぞれ指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（宮崎雅薫）

次に、日程第2 会議録署名議員を、副議長から指名いたします。

1番重岡秀子議員、16番深田昇議員を指名します。

◎諸般の報告

○副議長（宮崎雅薫）

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

最初に、二藤武司議員及び森下茂議員が議員任期満了により、失職しておりますので、御報告いたします。

次に、去る5月17日、馬籠正明議員及び杉村清議員から、去る5月19日、山田直志議員及び西塚孝男議員から、去る6月1日、岩崎高雄議員から、去る6月6日、渡部一二実議員、渡邊博夫議員、梶泰久議員、加藤明子議員及び片岡章一議員から、当組合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました、二藤武司議員の議員任期満了による失職並びに杉村清議員、山田直志議員及び渡邊博夫議員の辞職により、議会運営委員が4人欠員となりましたが、駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例第2条第2項の規定により、森下茂議員、杉村清議員、内山愼一議員及び長田吉信議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告をいたします。

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員会委員長でありました渡邊博夫議員の辞職により、議会運営委員会委員長が欠員となっておりますが、本日午後2時か

ら行われた議会運営委員会において、委員長の互選が行われ、長田吉信議員が委員長に当選されましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 3 項の規定により、駿東伊豆消防組合に係る令和 3 年 1 月から 6 月までの定例検査結果報告が監査委員から、報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和 3 年上半期の火災、救急、救助及び 119 番通報受信の概要をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎議長の選挙

○副議長（宮崎雅薫）

次に、日程第 4 議長選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしますか。

○ 4 番議員（秋山治美）

指名推選をお願いします。

○副議長（宮崎雅薫）

ただいま 4 番議員から、指名推選により選挙されたいとの御発言がありましたので、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推選によって行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に植松恭一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました植松恭一議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植松恭一議員が議長に当選されました。

18番 植松恭一議員に申し上げます。

ただいま、あなたが議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、議長に当選されました植松恭一議員に就任の御挨拶をお願いいたします。

○18番議員（植松恭一）

ただいま、同僚、諸先輩の方々の推薦で議長に当選することができました植松恭一でございます。

議長を務めさせていただくのは今回で2回目になります。前回のときと違い、コロナ禍であり内憂外患が多いときでもあります。身を引き締めて務めさせていただきたいと思っております。

浅学非才の身ではございますが、皆様方の御指導、御鞭撻、御協力をいただきまして、なんとか務め上げたいと考えております。どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（宮崎雅薫）

ここで組合管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。

○管理者（頼重秀一）

議長より発言のお許しを賜りましたので、ここで一言御挨拶を申し上げます。

このたび、新たに新議長に就任されました植松恭一新議長におかれましては、御就任、誠におめでとうございます。

植松新議長の方からもお話がございましたように、本消防組合議会に関しまして、植松新議長におかれましては、2回目の議長ということでございますし、かつ、沼津市議会においても議長を経験されているということで、議会運営におかれまして

は、卓越した識見と並々なる行動力を有されているというふうにして捉えさせてい
ただいているところでございます。御指摘いただきましたように様々な事例が発生
している、正に極めて厳しい状況であると考えているところでございますので、今
後も当局の方の運営に際しまして、また、消防行政の充実のために適切なる御指導、
御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、地域住民及び当局を代表し、心からお祝い申し上げ
させていただき、管理者としての御挨拶に代えさせていただきます。今後ともよろ
しくお願いいたします。

○副議長（宮崎雅薫）

休憩いたします。

休憩 午後 3 時10分

再開 午後 3 時11分

○議長（植松恭一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第 5 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 長田吉信議員。

○17番議員（長田吉信）

令和 3 年第 2 回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後 2 時から、宮崎
雅薫副議長に御出席をいただき、委員全員の出席のもと開催をいたしました。その
概要について御報告を申し上げます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が 5 件でございます。内容とい
たしましては、報第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について、認第 1 号 令和
2 年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第 5 号 駿東伊豆消
防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議第 6 号
令和 3 年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 1 回）について、認第 2 号 監査委
員の選任について（組合議会）となっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は1人となっております。

最後の日程といたしましては、議会運営委員会の閉会中の継続調査について、御審議いただきます。

以上のことから、会期につきましては本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第2号から議第6号までの4件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第6 報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第9 議第6号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）まで、以上4件を一括議題といたします。

この4件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第2号の案件につきましては、繰越明許費繰越計算書について、御報告するものであります。

次に、認第1号の案件につきましては、令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第5号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第6号の案件につきましては、令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、消防部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

○消防部長（渡辺 肇）

それでは、私から報第2号から議第6号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本案は、令和2年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告するものであります。

内容としましては、次ページの令和2年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

3款1項消防費の消防本部救急施設管理事業を繰り越したもので、財源として県支出金などを充てるものであります。

これは、令和2年度国の第3次補正を受けた対応として、令和3年度当初予算で実施を予定している、県交付金を受けて実施する新型コロナウイルス対応経費について、令和2年度事業として令和2年度2月補正予算に前倒し計上し、全額を繰越明許費として設定するよう、県から方針が示されたものであります。

この経費は、救急活動時、救急隊員等の感染防止対策に必要な感染防止衣を整備する予算となります。

金額につきましては、2月議会の補正予算として、148万5,000円を繰越明許費と設定しましたが、令和2年度末に入札執行し、111万3,750円で契約を締結しましたので、翌年度繰越額の計上予算として、千円丸めにて表記するため、111万4,000円としています。

財源としましては、2分の1を県からの支出金として充てるため、契約額111万3,750円の2分の1、千円未満は切り捨てとなることから、55万6,000円が県からの財源となり、残りに一般財源を充当するものであります。

以上が、報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

認第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、議案を読み上げます。

認第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年8月16日提出。駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 頼重 秀一。

それでは、決算書の説明に入ります。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に、御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、款項同額の58億5,174万8,000円。

2 款使用料及び手数料、622万6,530円、1 項使用料、110万1,310円、2 項手数料
512万5,220円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、款項同額の4,585万980円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、款項同額の387万5,967円。

6 款寄附金、1 項寄附金、ゼロ。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、款項同額の2,262万9,420円。

8 款繰越金、1 項繰越金、款項同額の6,815万697円。

9 款諸収入、2,609万7,702円、1 項預金利子、18万9,740円、2 項雑入 2,590万
7,962円。

10 款組合債、1 項組合債、款項同額の2 億 3,090万円。

歳入の合計は、62億5,547万9,296円となりました。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。

歳出について、款、項、支出済額の順に、御説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費、款項同額の83万66円。

2 款総務費、9,897万9,844円、1 項総務管理費、9,874万8,211円、2 項監査委員
費、23万 1,633円。

3 款消防費、1 項消防費、款項同額の57億8,627万5,981円。

4 款公債費、1 項公債費、款項同額の2 億468万5,472円。

5 款予備費、1 項予備費、ゼロ。

歳出の合計につきましては、60億9,077万1,363円、歳入歳出差引残額は、1 億
6,470万7,933円となりました。

次に、5 ページ、6 ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1 款 1 項 1 目市町負担金、収入済額、款項目同額の58億5,174万8,000円、1 節共

通経費負担金、11億9,552万8,000円、2節個別経費負担金、44億9,499万3,000円、各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりでございます。

3節その他経費負担金、1億6,122万7,000円。

これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2款使用料及び手数料、収入済額622万6,530円、2款1項1目総務使用料、1節施設目的外使用料、目節同額の110万1,310円、2款2項1目消防手数料、1節消防手数料、目節同額の512万5,220円。

これは、手数料条例に基づくものが主であり、危険物施設の許可及び完成検査等が332件、煙火の消費許可が44件あり、これらの手数料となります。

3款1項国庫補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、ゼロ。

7ページ、8ページにかけまして、4款1項県補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、目節同額の4,585万980円。

5款財産収入、収入済額387万5,967円、5款1項1目財産貸付収入、1節建物貸付収入、目節同額の377万9,570円。

これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。

5款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、目節同額の9万6,397円。

これは、基金を定期預金として運用したことによる利子であります。

6款1項1目消防費寄附金、1節一般寄附金、ゼロ。

7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、目節同額の2,262万9,420円。

これは、共同消防基金及び伊東市消防基金から、組合会計に繰り入れたものであります。

9ページ、10ページにかけまして、

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、目節同額の6,815万697円。

9款諸収入、収入済額2,609万7,702円、9款1項1目預金利子、1節預金利子、目節同額の18万9,740円、9款2項1目雑入、1節雑入、目節同額の2,590万7,962円。

10款1項1目組合債、1節組合債、目節同額の2億3,090万円。

これは、救助工作車1台、水難救助車1台及び救急自動車3台の購入に係る起債が主なものであります。

歳入の合計につきましては、62億5,547万9,296円となりました。

次に、決算書の11ページ、12ページ、及び別冊令和2年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書、以降、付属資料と申し上げますが、13ページからを、併せてお

開きください。

歳出について、御説明いたします。

1 款 1 項 1 目 議会費。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、令和 2 年度の開催状況は、定例会 2 回、臨時会 1 回及び議会運営委員会 3 回を開催しまして、決算額は、前年度比 11 万 2,842 円減の 83 万 66 円となりました。

次に、付属資料は、15 ページからを御覧ください。

2 款 1 項 1 目 組合管理費、9,874 万 8,211 円。

組合管理事業は、本組合全般の円滑な運営を図るための事業で、人事給与システムの運営や組合例規集の更新などに係る経費を支出し、決算額は、前年度比 189 万 4,056 円減の 402 万 1,857 円となりました。

減額の主な要因は、前年度に人事給与システムの改修及びバージョンアップを実施したことによるものであります。

次に、付属資料 15 ページ下段からの組合運営事業は、本組合の財務関係及び企画・広報関係に係る業務を適切に運営するための事業で、財務会計システムや本組合ホームページの運営に必要な経費を支出し、決算額は、前年度比 14 万 6,643 円減の 219 万 8,645 円となりました。

減額の主な要因は、前年度に財務会計システムのバージョンアップを実施したことによるものであります。

次に、付属資料 16 ページの業務運営管理事業は、業務を運営する上で必要なネットワーク環境を維持するとともに、内部情報ネットワークの万全な管理体制を構築し、強固なセキュリティ対策を確立するための事業で、決算額は前年度比 270 万 5,746 円減の 2,476 万 5,979 円となりました。

減額の主な要因は、前年度に内部情報ネットワークに接続する端末等のバージョンアップを実施したことによるものであります。

次に、付属資料 17 ページから 21 ページまでの消防基金積立事業及び負担金返還事業は、令和元年度会計繰越金の処分等を行うため、消防基金への積立又は負担金の返還を行う事業で、各事業の決算額は、備考欄に記載のとおりであります。

次に、付属資料 22 ページ、23 ページをお開きください。

2 款 2 項 1 目 監査委員費、監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に運営するための事業で、2 人の方が監査委員に選任されております。

定期監査を 11 月、定例検査を毎月 1 回、決算審査を 7 月に実施し、決算額は、前

年度とほぼ同額の23万 1,633円となりました。

次に、決算書は13ページ、14ページ、付属資料は、24ページからをお開きください。

3款1項1目職員管理費、50億1,560万8,228円。

事業1から事業6までの職員給与支給事業は、本組合職員に係る人件費を適正に管理及び執行するための事業で、各事業の決算額は、備考欄に記載のとおりであります。給与支給事業全体の決算額としましては、前年度比7,696万4,611円減の49億2,393万3,158円となりました。

減額の主な要因は、全体として令和元年度末での退職者等が18人と多かったこと、また、令和2年度はコロナ禍により災害出動等が少なかったこと、さらに、人事院勧告に伴い期末手当の支給率の引き下げがあったことによるものであります。

次に、付属資料は、29ページからを御覧ください。

職員管理事業は、本組合の人事管理及び職員の健康管理等に関する事務を円滑に行うための事業で、職員採用試験、職員昇任試験、健康診断、感染症予防のためのワクチン接種等を実施しており、決算額は、前年度比261万3,732円減の 1,773万3,070円となりました。

減額の主な要因は、コロナ禍のため、例年2回実施している特定業務従事者健康診断が、1回の実施となったことによるものであります。

次に、付属資料30ページ下段からの職員研修事業は、職員の資質向上のため、消防及び組合行政に関する知識及び技術の習得を目的に、教育訓練及び研修派遣を行うとともに、職場研修を行い、効果的に人材育成を図る事業で、決算額は、前年度比292万1,469円減の2,306万8,317円となりました。

減額の主な要因は、コロナ禍のため、開催中止となった研修や、緊急事態宣言発令地域等への研修派遣を辞退したことによるものであります。

次に、付属資料33ページの被服支給事業は、本組合の消防吏員服制等規則に基づき、被服を支給及び貸与する事業で、決算額は、前年度比455万8,135円増の 5,087万 3,683円となりました。

増額の主な要因は、防火衣用ベルト 325人分を計画整備したこと、また、新規採用職員の人数が当初見込みより8人増加したことによるものであります。

次に、付属資料34ページをお開きください。

3款1項2目消防運営費 1億6,548万5,055円。

消防本部・消防署所運営管理事業は、消防本部及び消防署所の円滑な運営を行う

ための事業で、事務費のほか、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、電話等通信機器の通信運搬費及び業務用機器の使用料等の経費が主なもので、決算額は、前年度比169万5,683円減の1億822万7,356円となりました。

減額の主な要因は、燃料費や電気料の単価が下落し、経常経費が減額となったことによるものであります。

次に、付属資料35ページ中段を御覧ください。

消防長会関係事業は、消防制度及び消防財政の研究、消防情報の交換など、消防行政に係る幅広い分野の研修や訓練に参加し、消防職員の資質向上を図るための事業で、各種研修や訓練に参加する経費が主なもので、決算額は、前年度比37万8,150円減の169万650円となりました。

減額の主な要因は、コロナ禍のため、研修や訓練が中止又はWeb開催となったことによるものであります。

次に、付属資料35ページ下段からの消防指令センター運営管理事業は、消防指令センターを円滑に運営するための事業で、庁舎の光熱水費や指令システムに係る通信運搬費が主な経費で、決算額は、前年度とほぼ同額の4,116万6,723円となりました。

次に、付属資料36ページ中段を御覧ください。

救急ワークステーション運営管理事業は、救急隊員の高度教育機関である救急ワークステーションを円滑に運営するための事業で、事務費や庁舎の光熱水費などが主な経費で、決算額は前年度比12万359円減の121万5,655円となりました。

減額の主な要因は、コロナ禍のため、救命講習会や各種研修が中止となり、庁舎の電気量負担金が減額となったことによるものであります。

次に、付属資料37ページを御覧ください。

予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するための事業で、住宅防火対策の推進を促す各種リーフレットの作成や火災原因調査用品の経費が主なもので、決算額は、前年度比64万7,219円減の251万2,226円となりました。

減額の主な要因は、コロナ禍のため、他機関への研修派遣や火災予防イベントを中止したことによるものであります。

次に、付属資料37ページ下段からの消防本部警防管理事業は、多種・多様化する災害に対応するため、組合全体の警防に関する業務の企画・調整を行うための事業で、各種研修会への参加や水難救助隊員の養成に係る経費が主なもので、決算額は、前年度比114万2,112円増の246万3,658円となりました。

増額の主な要因は、令和2年度より消防活動用携帯電話を増設したことによるものであります。

次に、付属資料38ページ下段からの消防本部救急管理事業は、救急業務の運営を円滑に行うための事業で、研修による職員の資質向上や、応急手当の普及啓発に伴う経費が主なもので、決算額は、前年度比392万8,456円減の816万4,465円となりました。

減額の主な要因は、コロナ禍のため、応急手当の普及啓発事業や救急救命士の病院実習が実施できなかったことによるものであります。

次に、付属資料39ページ下段からの緊急消防援助隊事業は、緊急消防援助隊の応援活動において、迅速かつ効果的な部隊の運用を行えるようにするための事業で、実際の出動に要する経費及び訓練に要する経費が主なもので、決算額は、前年度比31万9,285円減の4万4,322円となりました。

減額の主な要因は、コロナ禍のため、予定されていた訓練が中止となったことによるものであります。

なお、令和2年度は、緊急消防援助隊の出動要請はありませんでした。

次に、決算書は15ページ、16ページ、付属資料は41ページからをお開きください。

3款1項3目消防施設費、6億518万2,698円。

田方消防庁舎整備事業は、田方消防庁舎の機能を強化するための事業で、平成29年度から3か年計画で、田方3消防署に自家用給油取扱所を設置しましたが、令和2年度の執行はございませんでした。

次に、付属資料41ページ下段からの消防庁舎維持管理事業は、各署所等の庁舎及び設備を適切に維持管理し、庁舎の長寿命化及び災害対応等の機能を維持するための事業で、庁舎の修繕料、設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費等が主な経費で、各事業の決算額は、決算書の備考欄及び付属資料の42ページに記載のとおりとなっており、これら8事業における決算額の合計は、前年度比908万3,952円減の6,976万2,119円となりました。

減額の主な要因は、前年度に、台風19号による被害などの庁舎修繕や仮眠室の個室化整備、また、高圧空気充てん設備の整備など、多額の経費を要したことにより、令和2年度は減額となったものであります。

次に、付属資料45ページ中段からの消防本部・消防署所警防施設管理事業は、各消防署所に配備されている消防車両や資機材を適正に維持管理するための事業で、消防車両や資機材の修繕・検査等が主な経費で、決算額は、前年度比139万8,491円

増の4,593万5,204円となりました。

増額の主な要因は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた警備や訓練に必要な資機材の調達や新型コロナウイルス感染防止対策用品を整備したことによるものであります。

次に、付属資料46ページ中段からの消防本部救急施設管理事業は、救急資器材等を適正に維持管理するための事業で、救急隊活動用消耗品及び資器材の点検料や賃借料が主な経費で、決算額は、前年度比824万4,447円増の4,775万2,323円となりました。

増額の主な要因は、感染防止衣などの新型コロナウイルス感染防止資器材の整備によるものであります。

次に、付属資料47ページの消防指令施設管理事業は、高機能消防指令システム及びデジタル無線システムが、常時適正に稼働するように維持管理するための事業で、各システムの保守点検委託料が主な経費で、決算額は、前年度比2,164万5,555円増の1億2,434万9,387円となりました。

増額の主な要因は、気象観測装置の拡張作業を行ったことによるものであります。

次に、付属資料47ページ下段からの車両整備事業（消防車両関係）は、消防車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、令和2年度は、老朽化した救助工作車1台及び査察車2台の更新を行うとともに、第3方面に水難救助車を新規に整備したもので、決算額は、前年度比2,642万3,280円減の1億9,377万2,340円となりました。

減額の主な要因は、前年度に、最も高額なはしご付消防自動車を更新整備したことにより、令和2年度は減額となったものであります。

次に、付属資料48ページ下段からの車両整備事業（救急車両関係）は、救急車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、令和2年度は、老朽化した高規格救急自動車3台を更新したもので、決算額は、前年度比173万5,429円増の6,526万4,069円となりました。

増額の主な要因は、車両安全装置が標準装備となり、車両価格が上がったことによるものであります。

次に、付属資料49ページ下段からの消防資機材整備事業（消防関係）は、火災、救助等の各種資機材を計画的に増強及び更新し、消防力の充実強化を図るための事業で、主にテロ対策用救助器具、消防用ホース、高圧空気容器、救命ボート等を整備したもので、決算額は、前年度比1,794万2,324円増の4,014万826円となりました。

増額の主な要因は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、テロ対策用救助器具を整備したことによるものであります。

次に、付属資料50ページ下段からの消防資機材整備事業（救急関係）は、救急資器材を計画的に増強及び更新し、救急業務の充実強化を図るための事業で、主に高規格救急自動車積載資器材を整備したもので、決算額は、前年度とほぼ同額の1,820万6,430円となりました。

次に、付属資料52ページをお開きください。

4款1項1目元金及び2目利子でございます。

元金償還事業及び利子償還事業は、駿東伊豆消防組合の車両等の公債費の元金及び利子を償還するための事業で、また、田方消防元金償還事業及び田方消防利子償還事業は、旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防指令センターの公債費の元金及び利子を償還するための事業となります。

それぞれの決算額は、元金償還事業が4,333万6,000円、田方消防元金償還事業が1億5,514万4,511円、利子償還事業が12万3,687円、田方消防利子償還事業が608万1,274円となりました。

なお、付属資料の52ページから55ページまでの表は、地方債現在高の状況について記載しており、55ページ中段の表のとおり、令和2年度末現在高は、本組合分が合計9億2,370万4,000円、旧田方地区消防組合分が合計8億6,756万7,000円となっております。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出の合計は、60億9,077万1,363円となり、翌年度繰越額となる繰越明許費は111万4,000円、不用額は、1億7,270万8,637円となりました。

次に、決算書の17ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額62億5,547万9,000円、2 歳出総額60億9,077万1,000円、3 歳入歳出差引額1億6,470万8,000円、4 翌年度への繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として55万8,000円、5 実質収支額は、1億6,415万円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ゼロとなります。

次に、決算書の18ページからを御覧ください。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた、消防施設8,397.88平方メートルが組合の財産となっており、他の建物等につきましては、構

成市町から無償で借り受けております。

2の物品でございますが、決算年度中に購入した物品や構成市町で起債の償還が終了した物品を増減し、決算年度末現在高となっております。

次に、決算書の20ページを御覧ください。

3の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高1億312万7,260円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,922万1,313円を積み立て、また、消防指令システム気象観測装置拡張のため、基金から2,010万8,220円を取り崩し、決算年度末現在高は1億224万353円となっております。

次に、伊東市消防基金でございますが、前年度末現在高1,523万4,568円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金998万2,391円を積み立て、また、伊東消防庁舎維持管理事業における伊東消防署屋上防水修繕のため252万1,200円を取り崩したことにより、決算年度末現在高は2,269万5,759円となっております。

次に、田方消防基金でございますが、前年度末現在高3,610万2,985円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金918万7,347円を積み立て、取り崩しかなかったため、決算年度末現在高は4,529万332円となっております。

次に、東伊豆町消防基金でございますが、前年度末現在高2,371万8,429円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金203万2,939円を積み立て、取り崩しはなかったため、決算年度末現在高は、2,575万1,368円となっております。

以上で、認第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明を終わります。

次に、議案書にお戻りいただきまして、7ページをお開きください。

また、令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議案資料 議第5号を併せて御覧ください。

議第5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例制定の背景ですが、地方公共団体の長や職員の行為に対しては、住民訴訟により、その職務に関し、個人が処理できる範囲を超えた、重い損害賠償を命ずる裁判例があります。このような例を受け、国は、長や職員が職務を行うにつき、軽過失の場合でも損害全額について責任を追及されることは、個人責任としては過酷であり、積極的な行政の執行が求められるにもかかわらず、萎縮効果を生じさせているとの指摘があることを踏まえ、長や職員が地方公共団体に負う損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、条例において、一部を免責とするこ

とを定められる旨の地方自治法の改正を平成29年6月に行い、令和2年4月から施行されています。

条例案の内容につきまして、第1条は、地方自治法の規定に基づき、管理者、副管理者、監査委員、消防長及び職員の、組合に対する損害賠償責任について、一部を免責とすることに関し、必要な事項を定めるとの趣旨規定となっております。

第2条は、損害賠償責任の一部免責の基準を定めるものです。組合は、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任について、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、管理者等が損害を賠償する責任を負う額から、報酬、給料、手当の一会計年度当たりの合計額に相当する基準給与年額に、本条の各号に定める「6」から「1」の数に乗じて得た額を控除して得た額を免れる旨を規定しています。資料のイメージ図では、損害賠償責任の総額から灰色の「B」の部分が免責となるものです。

なお、この各号に定める「6」から「1」の数は、政令において、それぞれの地位の重要性に応じ規定された、参酌基準の数値をそのまま適用しています。

また、附則といたしまして、施行日を「公布の日から」としております。

以上で、議第5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

議第6号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,942万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,109万9,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、10ページ、11ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、12ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1の共通経費分繰越金に4,492万6,000円、2の沼津市繰越金に5,879万円、3の伊東市繰越金に929万4,000円、4の田方繰越金に3,212万7,000円、5の東伊豆町繰越金に583万1,000円、6の清水町繰越金

に845万3,000円の合計1億5,942万1,000円を追加し、繰越金の総額を1億6,415万円といたします。

これは、前年度予算の剰余金のうち、共通経費及び個別経費である伊東市、田方及び東伊豆町分を基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、今年度予算に繰り越すものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目組合管理費、22節償還金利子及び割引料、事業番号の関係上、下からとなりますが、10の沼津市負担金返還事業に5,879万円、13の清水町負担金返還事業に845万3,000円を追加し、24節積立金、4の共同消防基金積立事業に4,492万6,000円、6の伊東市消防基金積立事業に929万4,000円、7の田方消防基金積立事業に3,212万7,000円、8の東伊豆町消防基金積立事業に583万1,000円の合計1億5,942万1,000円を追加し、組合管理費の総額を1億8,809万7,000円とするものであります。

以上で、議第6号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についての御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、報第2号から議第6号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（植松 恭一）

当局の説明が終わりました。

ここで、令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

森下茂監査委員職務執行者。

○2番議員（森下 茂）

決算審査の結果報告をさせていただきます。

令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算審査の意見書については、お配りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、決算書並びに関係帳簿及び証票書類の審査を、令和3年7月7日に、駿東伊豆消防本部にて、月ヶ洞代表監査委員とともに実施した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算において、歳入総額は、62億5,547万9,296円、歳出総額は、60億9,077万1,363円、歳入歳出差引額は、1億6,470万7,933円でございます。

また、令和2年度の主な事業としては、車両等整備事業において、伊東消防署八幡野分署に水難救助車を新たに配備するとともに、沼津北消防署の救助工作車1台並びに清水町消防署、伊東消防署吉田出張所及び救急ワークステーションの高規格救急自動車3台、合計4台の特殊消防車両が更新されました。これにより、住民に対する消防サービスの維持・向上が図られたものと認識しております。

また、今後にあつては、より一層の健全で良好な運営に努めていただくよう、お願いしました。

結びに、発足から5年間の執行実績を踏まえ、地域住民の安全・安心を確保するとともに、また、現状のコロナ禍において、活動隊員の感染対策には万全な体制で臨むようお願いし、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって御尽力いただきますようお願い申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（植松恭一）

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第2号、認第1号、議第5号、6号、以上4件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第2号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があつたことを御了承願います。

次に、認第1号、議第5号、6号、以上3件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第1号は認定されました。

次に、議第5号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責の関する条例の
制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決
いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

◎認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第10 認第2号 監査委員の選任について（組合議員）を議題といた
します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、11番 天野佐代里議員の退席を求め
ます。

〔11番 天野佐代里議員 除斥〕

本件に対する当局の説明を求めます。

○消防部長（渡辺 肇）

認第2号につきまして御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

認第2号 監査委員の選任についてでございます。

駿東伊豆消防組合の監査委員につきましては、本組合理約第13条第2項の規定により、識見を有する者から1人、組合議員から1人、計2人を選任することになっております。

そのうち、組合議員から選出の監査委員につきましては、伊豆の国市の森下茂議員が選任されておりましたが、本年4月23日をもって、伊豆の国市議会議員の任期が満了となったことから、本組合議員の任期も同様に満了となりました。

このため、地方自治法第197条の本文に基づき、本組合の監査委員の任期も満了となりました。

本来であれば、後任者を選任し、本組合議会の同意を得なければなりません、構成市町との調整等に時間を要するため、早急に本組合議会を開くことができませんでしたので、地方自治法第197条のただし書きに基づき、後任者が選任されるまでの間、職務執行者として引き続き職務に就いていただいております。

このため、後任者として伊豆の国市の天野佐代里議員について、本議会での御同意をお願いするものでございます。

以上で、認第2号につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 監査委員の選任について（組合議員）は、原案のとおり天野佐代里議員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第2号について、天野佐代里議員は同意されました。

除斥を解除いたします。

〔11番 天野佐代里議員 復席〕

11番 天野佐代里議員に申し上げます。

ただいま、あなたが監査委員に選任されました。

それでは、監査委員に選任されました天野佐代里議員に御挨拶をお願いいたします。

○11番議員（天野佐代里）

ただいま、皆様方の御同意をいただきまして、監査委員に就任させていただきました、天野佐代里でございます。

月ヶ洞代表監査委員に御指導いただきながら、誠実に務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（植松恭一）

次に、日程第11 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

12番 杉村清議員。

○12番議員（杉村 清）

通告書に基づき、質問を2点させていただきます。

まず、消防職員のワクチン接種状況についてです。全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大防止の切り札として、多くの国民へのワクチン接種が展開される中で、災害時の対面対応としての感染リスクを考慮し、自衛官、警察官、消防官へのワクチン接種が既に開始されたと聞いています。現在の駿東伊豆消防組合の職員のワクチン接種状況等について伺います。

(1) 当組合職員の1回目及び2回目の接種率について伺います。

また、接種会場及び接種日についても併せて伺います。

(2) 接種後の職員の副反応の状況と対応について伺います。

(3) もし、接種していない職員がいれば、その対応を伺います。

(4) 救急救命士による住民へのワクチン接種について伺います

次に、消防団の減少に伴う駿東伊豆消防本部の災害対応についてです。駿東伊豆消防本部管内にある市町が管轄する各消防団の団員は年々減少の傾向で、実働団員の数は更に少なく、団員の多くを役所職員がカバーしていることに危機感を感じます。事実、日中の消防団出動時の消防ポンプ車の乗車状況を見ると2名あるいは3名が見受けられるところです。今後、南海トラフ巨大地震や大規模な土砂風水害等が発生した場合、多くのマンパワーが必要となり、災害対応が大変危惧されます。駿東伊豆消防本部の災害対応力を上回る災害が発生した場合における消防団員の必要性について伺います。

- (1) 消防団員が少ないことで、災害現場での不具合や苦慮したことがあれば伺います。
 - (2) 消防団員の減少が、今後消防活動にとって危惧されることがあれば伺います。
 - (3) 今後、駿東伊豆消防本部の対応力を上回る災害発生時における消防団員の必要性や重要性について、消防本部としてどのように考えているか伺います。
- 以上です。

○総務課長（玉川 稔）

消防職員のワクチン接種状況について、初めに、当組合職員の1回目及び2回目の接種率、接種会場及び接種日程についてお答えします。

接種対象職員 616人のうち、接種した職員は 601人で、97.6%でありました。

接種会場につきましては、沼津市はキラメッセ沼津、清水町は地域交流センター、函南町は順天堂大学医学部附属静岡病院、伊豆の国市は公益社団法人伊豆保健医療センター、伊豆市は生きいきプラザ、伊東市は佐藤病院、東伊豆町は康心会伊豆東部病院でありました。

接種日につきましては、1回目は4月19日から5月17日、2回目は5月11日から6月10日までの間に実施をいたしました。

次に、接種後の職員の副反応の状況と対応についてお答えします。

副反応につきましては、1回目、2回目ともに、接種後3日間の状況となりますが、1回目接種後の副反応につきましては、腕の痛みが 518人で86.2%、倦怠感が42人で 7.0%、発熱が10人で 1.7%、その他、頭痛・関節痛などの症状があった者が28人で 4.7%でした。

また、これらの症状があり、出勤が困難な者については特別休暇の適応となりますが、1回目接種後に取得した者はおりませんでした。

2回目接種後の副反応につきましては、腕の痛みが 439人で73.0%、倦怠感が

294人で48.9%、発熱が 214人で35.6%、その他、頭痛・関節痛などの症状があった者が 205人で34.1%でした。

また、これらの症状により特別休暇を取得した者は、74人で12.3%でした。

次に、接種していない職員及びその対応についてお答えします。

接種していない職員は15人で、 2.4%でありました。その対応につきましては、ワクチン接種は、各職員のかかりつけ医の判断や、本人の体質等によるものであり、強制できるものではないことから、個人の判断に委ねているところであります。

○救急課長（秋山栄章）

次に、救急救命士による住民へのワクチン接種について、お答えします。

静岡県から、現状、救急救命士がワクチン接種業務に従事することは考えていないと、回答を得ています。

○警防課長（鈴木 満）

消防団員の減少に伴う駿東伊豆消防本部の災害対応について、初めに、消防団員が少ないことで、災害現場での不具合や苦慮したことがあるかについてお答えします。

本消防本部の発足以来、火災や自然災害において、消防団と連携した活動を実施してきましたので、特に不具合や苦慮したことはございません。

次に、消防団員の減少が今後消防活動にとって危惧されることがあるかについてお答えします。

災害発生時、地域の消防防災活動の要となる消防団員の減少は、本消防本部と消防団との連携において、大規模災害をはじめとする各種災害対応を円滑に進めるうえで、困難な状況が生じることなどが考えられます。

次に、今後、駿東伊豆消防本部の対応力を上回る災害発生時における消防団員の必要性や重要性について、消防本部としてどのように考えているかについてお答えします。

南海トラフ地震や大規模な自然災害等が発生した場合、本消防本部は、火災、救助に重点を置いた人命優先の活動となります。そのため、消防団には、住民の避難誘導、安否確認や行方不明者の捜索など、多様な役割を担っていただくことから、消防団員のマンパワーが必要不可欠であると認識しております。

○議長（植松恭一）

以上で、杉村清議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、管理者として一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

組合議会議員の皆様におかれましては、本日提出をさせていただきました議案につきまして、慎重、審議いただき御認定、御議決を賜りましたことを心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

御承知のとおり、7月の前半に起きました集中豪雨におきまして、隣接いたしません熱海市におきましては、土砂災害が発生したところございまして、このことに関しまして、隣接するということがありますし、同じエリアということからも、私ども駿東伊豆消防組合も、こちらの方の救助活動等に対して職員を派遣したところございまして。静岡県隊ということで従事をさせていただいたわけございまして、時として猛暑であったり、雨が降る中というようなところで足元が非常に悪いというそのような状況の中においても、1人でも多くの方々を救助したいというそういう思いから、本消防組合職員も一生懸命に努力をさせていただき、活動を展開をさせていただいたところございまして。このような中において、この活動を見て、や

はりこの消防の皆さんの活動はすばらしいということで、地域の住民若しくは関係者の皆様方から、例えば水のペットボトルの提供をいただいたり、感謝のお手紙をいただくと、このような事があったわけでございます。このような活動を行っていく中において、地域住民の皆様方からこのように感謝のお言葉をいただくということは大変ありがたいことではございますが、いずれにしましても、大変な酷暑の中における業務は大変なことであったと考えているところでございます。

また、御案内のとおり、当地域におきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技が開催されるということで、こちらに対しても対応をさせていただいているところでございます。

また、コロナ禍ということでございますから、県との協定によりまして、緊急搬送等もあるわけでございますが、常にコロナということ意識したC対応という体制を構築したところでございますが、緊張感の中、一生懸命に職員は頑張っているところでございます。

御案内のとおり、全国各地において災害が発生している、そのような中において、当管内におきましても、南海トラフ巨大地震が発生するという事で、想定をされているというところでございます。先ほど来のお話の中においても、地域住民の安全・安心の確保のためにということで、このようなことが最大の責務と捉えさせていただいている以上は、職員一丸となって一生懸命に取り組まさせていただくところでございますが、組合議会の皆様におかれましては、どうか今後におきましても、当組合の消防行政の更なる発展のために御指導、御鞭撻を賜ればと願うところでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、時節柄ということもございまして、大変気候の変動等があるわけでございます。どうか、組合議会の皆様におかれましては、御健康等に御留意いただき、御自愛いただき、地域の更なる発展のために御尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。大変雑駁な御挨拶でございましたが、組合管理者としての御挨拶に代えさせていただきます。今後ともよろしくお願いたします。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、令和3年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後 3 時 22 分 閉会

○地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 8 月 16 日

副 議 長 宮 崎 雅 薫

議 長 植 松 恭 一

議 員 重 岡 秀 子

議 員 深 田 昇